

平成18年1月17日発行

\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第8号）

< 第8号の主な話題 >

『担い手基本台帳』を整備し、着実な担い手育成・確保の取組みを展開！

（東海農政局発）

農林水産本省で都道府県別担い手育成責任者を設定！

平成18年度新規事業「集落営農育成・確保緊急支援事業」への取組スタート！

九州初！特定農業団体が長崎県壱岐市で誕生（九州農政局発）

特定農業法人・特定農業団体の一覧（17年9月末現在）を担い手 HP に掲載

「平成17年度優良担い手表彰・発表事業」経営局長賞受賞者の概要

< 個人・土地利用型部門 >

『担い手基本台帳』を整備し、着実な担い手育成・確保の取組みを展開！

（東海農政局発）

東海農政局では、管内各県と意志統一を図り、担い手育成に関する情報を共有化するために、各県共通の『担い手基本台帳』を整備し、品目横断的経営安定対策の対象者（ターゲット）毎の要件達成状況の把握・整理、要件を満たしていない対象者（ターゲット）に対しての具体的な指導助言等を実施し、品目横断的経営安定対策への加入が円滑かつ確実に進められるよう担い手育成・確保の取組みを展開しています。

具体的には、

地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者を働きかけの対象（ターゲット）の基本とし、それ以外に、普及組織等が把握している担い手候補を働きかけの対象として明確化（リストアップ）

明確化したターゲットごとの要件達成状況等について、『担い手基本台帳』（速報版・平成17年12月末現在）として18年1月中旬までに整理し、農政局・県・関係機関で情報を共有化

2月末までに『担い手基本台帳』（完全版）を整備し、対象者の漏れや要件達成状況を確認するとともに、1月から8月までを育成・確保重点期間として、

- ・要件を満たしていない者に対しては、要件を満たすよう、県と連携し個別指導を実施し、
- ・要件を満たしている（満たした）者に対しては、具体的な加入手続に関する情報を前広に提供

等により、品目横断的経営安定対策への加入が円滑かつ確実に進められるよう担い手の育成・確保に取り組むこととしています。

問い合わせ先：『東海農政局担い手相談窓口』052-201-7271(内線2449)経営課内

<http://www.tokai.maff.go.jp/seisaku/ninaiteikusei/ninaite.html>

農林水産本省で都道府県別担い手育成責任者を設定！

農林水産省では、本年夏から秋頃にも開始される品目横断的経営安定対策の申請手続きを控え、対策の対象者要件を満たす担い手の育成を一層効果的に進めるため、都道府県ごとの対象品目のウエイト、担い手育成の進捗状況等に応じた、よりきめ細かな対応を図るとともに、現地の状況を直接把握し指導等を行えるよう、1月13日に、「都道府県別担い手育成責任者」を設定しました。

今後、都道府県担い手育成責任者は、知事等都道府県トップレベルとの接触を通じて、都道府県の状況の把握・指導を行う予定となっています。

「都道府県別担い手育成責任者」リストは、農林水産省担い手 HP を御覧ください。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/sekininsya.pdf>

平成18年度新規事業「集落営農育成・確保緊急支援事業」への取組スタート！

農林水産省では、集落営農の組織化・法人化を加速的に推進する上で、集落リーダーの不在が最大の課題とされていることから、18年度予算において、集落リーダーによる集落営農調整活動を緊急に支援する「集落営農育成・確保緊急支援事業」を実施することとしています。

この事業は、集落営農組織により品目横断的経営安定対策への加入を目指す集落や既存の受託・共同利用組織を中核とした集落営農の組織化を目指す集落等において、集落リーダーの集落内の取りまとめ活動に対し、1地区当たり一定額の活動経費を助成するものであり、地元の財政負担を伴わない定額（10/10）補助となっています。集落営農経営の確立に意欲を有する集落や集落リーダーとしての活動に意欲をお持ちの方は、是非、この事業をご利用いただきたいと思います。

集落営農の組織化に取り組んでいらっしゃる地域、取り組もうとしている方々からの「この事業を実施したい」というご希望等を幅広く汲み上げたいと考えていますので、この事業にご興味のある方は、下記までお問合せください。

問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課農業法人班(TEL03-3502-8111(4159))  
又は最寄の地方農政局生産経営流通部経営課担当者まで

九州初！特定農業団体が長崎県壱岐市で誕生（九州農政局発）

平成17年12月、九州管内では第1号となる特定農業団体が長崎県壱岐市で誕生しました。

長崎県ではかねてより、県内でも比較的集落営農への取組みが進んでいる県央、壱岐地方を中心に重点的に市町村キャラバンを行い、認定農業者の育成・確保及び集落営農の組織化・法人化に向けた活動を推進してきたところです。

この度、特定農業団体となったのは、長崎県が集落営農組織のモデルとして組織化を推進してきた壱岐市の「芦辺湯岳生産組合」です。同組合は、21世紀型水田農業モデルほ場整備事業を契機に平成8年に設立され、当初より地権者が生産組合に耕作権を委任したことから全作業受託の取組みを始めました。現在は、水稻12.5ha、大麦7.2ha、飼料作物9.1ha（作付け延べ面積28.8ha）の全作業受託と組織による経理の一元化が実施されています。

今後は、複合経営や経営規模の拡大を検討するとともに、農業生産法人化へ向けた合意形成を図り平成22年1月の法人化を目指すこととしています。

長崎県では、こうした取組みを他の地区にも波及させ集落営農の組織化・法人化に向けた取組みを推進することとしており、九州農政局としても大いに期待しているところです。

・九州農政局 HP

<http://www.kyushu.maff.go.jp/seiryuu/keiei/ninaite/ninaite.htm>

特定農業法人・特定農業団体の一覧（17年9月末現在）を担い手 HP に掲載！

全国の特定農業法人・特定農業団体の一覧を農水省担い手 HP に掲載しました。

集落営農を育成・発展させていく上での目標となるのが、特定農業法人・特定農業団体の設立です。一覧に掲載されている既に特定農業法人・特定農業団体となっている組織の事例も参考として、集落営農の組織化・法人化に向けた活動が推進されることを期待しています。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/kaizen.html>

「平成17年度優良担い手表彰・発表事業」経営局長賞受賞者の概要（敬称略）

< 個人・土地利用型部門 >

栃木県真岡市 羽石 裕志・礼子 氏

夫婦と後継者を中心にコメ、麦、大豆を生産。家族経営協定を結んで役割分担と給料・休日制を導入。複数品種の特別栽培米を生産、田植え同時施肥と無人ヘリの利用、自家堆肥の散布、1筆毎の作業管理などにより良質生産と省力化を実践し、利用権設定等による規模拡大を進め、自己資本率の高い高収益経営を実現している。また、研修生の受け入れをはじめ、夫婦と後継者ともに農業委員の要職を務めるなど地域の先導的経営となっている。

愛知県豊橋市 山本 憲悟 氏

キャベツの専作経営。農地取得と借地による規模拡大、団地化と高性能機械の導入、秋冬と春夏キャベツを組み合わせた長期出荷により生産性の向上と経営の安定を実現している。緑肥の鋤込みや家畜糞尿の堆肥による土づくり、化学肥料や農薬の削減にも努め、エコファーマーとして良質で安全な生産にも取り組んでいる。また、学生の農業体験や研修生の受入れなど地域農業のリーダーとして活躍している。

奈良県下市町 菊井 新昭 氏

カキ、ナシ、ウメの生産、干し柿加工等も行う。豆腐かす、木くず等を材料とした自家製堆肥の利用、フェロモン剤等を使った低農薬栽培の導入により、エコファーマー、ウメの有機JASの認定を受ける。梨のオーナー制度、もぎ取り園や直販、パソコンでの顧客管理等により経営を安定させるとともに、消費者ニーズを掴んだ経営を行っている。また、障害者施設にほ場を開放するなど、地域での社会的な貢献度も大きい。

山口県宇部市 井上 茂雄 氏

茶、水稻種子の生産とコメの収穫作業受託で経営規模を拡大し、着実に収益を伸ばしている。乗用型茶刈機等各種機械の導入、施肥の改善、大学との連携により改良した防霜ファンの設置等により、大幅な生産性・品質向上を実現している。家族経営協定により年間の作業分担と休日制を導入するほか、茶業組合の工場長や農業委員も務め、営農指導したうちの2名が認定農業者として活躍するなど、地域の指導者的役割を担っている。

鹿児島県霧島市 邊田 孝一 氏

茶の専業生産。積極的に規模拡大を進め、乗用型機械を活用した効率的な管理体系を確立し、生産量増加とともに単収を安定させ、売上げを伸ばし他農家を上回る所得率を維持している。茶園管理の受託により高齢化する産地の維持発展に貢献するほか、体験学習でのほ場提供や茶摘み体験、大学生の研修を受入れ、茶業青年の会や銘茶研究会の会長などの役職にも就き、地域のリーダー的存在となっている。

#### < 編集後記 >

今号のトップにあるように、東海農政局及び管内各県では、新たな対策の対象者及び対象者の現状（作付品目・規模等）を「担い手基本台帳」として整備し、関係者で共有することとしています。このような取組は、新たな対策の要件を満たす担い手の育成・確保を確実に行う上で、大変効果的であると考えられ、各農政局・都道府県等においても、このような取組を参考として、着実に担い手育成の取組を進めることが重要です！。

当メルマガでは、引き続き、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、ご要望等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei\_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>